

墨田区監査委員公告第 5 号

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	大清水 善 信
同	小 暮 和 敏
同	しもむら 緑

令和6年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>7 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金等交付団体に関するもの</p> <p>(ア) 墨田区体育協会補助金について、余剰金の返還に際し、その算定に誤りがあった。(墨田区スポーツ協会、スポーツ振興課)</p> <p>(イ) 墨田区障害者通所事業所等通所者昼食費助成事業補助金について、誤った実績数により申請し、交付を受けているものがあった。(医療法人社団草思会、保健予防課)</p> <p>(ウ) 墨田区保育サービス推進事業補助金について、誤った児童数による算定により実績報告し、交付を受けているものがあった。(AIAI Child Care 株式会社、子ども施設課)</p> <p>(エ) 墨田区保育サービス推進事業補助金について、算定基準を満たしていないものも含めて実績報告し、交付を受けているものがあった。(株式会社 Kids Smile Project、子ども施設課)</p> <p>イ 指定管理者に関するもの</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金等交付団体に関するもの</p> <p>(ア) 区民体育大会(春大会)と区民体育祭(秋大会)の報告書において、区補助金額の返還額に誤りがあったため更正した。補助金交付団体に対しては、事務の適正化に向けた指導を行うとともに、所管課においても提出書類の内容確認を徹底する。</p> <p>(イ) 誤請求については返還処理を行った。補助金交付団体に対して、同様の再発防止のため、利用者の出席状況と「利用実績記録票」の記載内容について、複数名による確認作業を徹底するよう指導した。</p> <p>(ウ)・(エ) 誤りのあった実績報告書については再提出させ、過払額については返還が必要であることを交付団体に説明し、現在事務手続を進めている。今後、同様の事例が生じないように、当該団体に対し補助金関係書類の内容確認の徹底を指導するとともに、所管課においても、補助金額の確定に当たって審査に細心の注意を払うよう徹底する。</p> <p>イ 指定管理者に関するもの</p>

(ア) 指定業務である園児用布団の水洗いの一部が実施されていなかった。(社会福祉法人清心福祉会(墨田区亀沢保育園)、子ども施設課)

(イ) 指定業務である樹木害虫駆除が実施されていなかった。(社会福祉法人雲柱社(墨田区押上保育園)、子ども施設課)

(ア)・(イ) 指定管理者に対し、適切な事業実施見込みによる事業計画に即して事業実施することで再発防止を徹底するよう指示した。また、未実施に伴い、指定管理料の一部返還が必要であることを説明し、現在事務手続を進めている。

令和6年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>7 監査結果</p> <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指摘事項について</p> <p>7(1)ア(ア)の事案は、補助金に余剰が発生したため区に返還したもののだが、その算出を誤って本来返還すべき額より少ない額を返還していたものである。同(イ)の事案は、利用者に昼食費を助成していない日を含めて、1食分多く補助金の交付を受けていたものである。同(ウ)の事案は、外国人児童受入れに係る特別保育事業等推進加算について、対象となる児童一人の通所がなかった2か月分を含めて補助金の交付を受けていたものである。同(エ)の事案は、保育所等体験に係る地域子育て支援推進加算について、その算定基準は「年5回又は延べ10人以上」の実施となっているところ、実際には3回、延べ8人の実施であるにもかかわらず、補助金の交付を受けていたものである。</p> <p>次に、7(1)イ(ア)の事案は、協定書において年2回実施することとされている園児用布団の水洗いについて、その一部を行っていなかったものである。同(イ)の事案は、協定書に基づく覚書において年1回実施することとされている樹木害虫駆除を行っていなかったものである。</p> <p>以上の事案は、誤った申請、報告、業務の未実施により補</p>	<p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指摘事項について</p> <p>7(1)ア(ア)の事案については、補助金交付団体に各大会が終了するごとに、速やかに報告書を確認するよう求め、事務の適正化に向けた指導をした。また、所管課においては、当該団体から書類が提出された時点で不明な点について説明や補正を求める等、提出書類の内容確認を徹底する。</p> <p>同(イ)の事案については、補助金交付団体に利用者の出席状況と「利用実績記録票」の記載内容をダブルチェック等により確認を徹底するよう指導した。</p> <p>同(ウ)・(エ)の事案については、補助金交付団体において、補助金交付要綱を確認の上、交付基準に基づいた事務処理を実施するよう指導した。また、所管課においては、当該補助金交付団体から提出された書類を厳正に審査し、適切に事務の執行に努めるよう指導した。</p> <p>次に、7(1)イ(ア)・(イ)の事案については、指定管理者に対し、協定書及び覚書に記載のある事業は計画的に実施し、実施漏れがないよう指導した。</p> <p>以上のように、今回指摘を受け、各補助金交付団体及び指定管理者に対しては要綱等を十分に理解し、提出書類の確認</p>

助金や指定管理料が過大なものとなり、結果として、その返還を要することになったものである。ついては、補助金等交付団体及び指定管理者においては、交付要綱や協定書などをよく理解し、誤りのないよう努められたい。また、所管課においては、当該団体等から書類が提出された時点で不明な点について説明や補正を求めていけば、漏れや誤りが発見できたはずである。したがって、提出された書類を厳正にチェックし、適切な事務を執行されたい。

イ 指導・注意事項について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないもの、施設の利用者に係る事故の報告がされていないもの、収支予算書、事業報告書、収支決算書の金額等の記載に誤りがあるものがあった。

特に、7(2)ア(ウ)については、収支予算書の段階から収入合計額が支出合計額よりも多く計上され、収支が一致していなかったものであり、指定管理者からの提出書類を漫然と処理していれば不適正な支出につながりかねない事案である。

ついては、指定管理者、所管課の双方に対して、関係書類の確認を確実に行うなど、指定業務の遂行に細心の注意を払うよう求める。

を徹底するよう指導し、また、各所管課においても提出書類を厳正に審査することで、再発を防止し、適正な事務を執行していく。

イ 指導・注意事項について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないものについては、第三者委託に係る申請書の未提出が判明したため、指定管理者に当該申請書を速やかに提出させ、区が承認した。今後は、指定管理者と所管課で密に連絡をとり、業務執行状況を確認し、また、双方における審査体制の強化に努める。

施設の利用者に係る事故の報告がされていないものについては、改めて指定管理者に対し、事故発生時の報告の徹底を指示し、また、毎月実施している園長会においても、適切な事務執行に努めるよう注意喚起をする。

収支予算書、事業報告書、収支決算書の金額等の記載に誤りがあるものについては、指定管理者に正確な内容の記載と提出前の再確認を徹底するよう指示した。また、所管課においても書類の提出を受けた際は、確認を確実にを行い、誤り等がないかチェックを徹底し、業務の正確性を担保できるよう注意する。

ウ 指定管理者収支決算書の記載方法について

指定管理者収支決算書の記載の仕方が指定管理者により異なっていた。例えば、指定管理料の概算払や未実施業務分に係る区への返還額について、ほとんどの場合明記しているが、指定管理料の収入から当該返還分を差し引くことによって返還額を記載していないものがあった。また、不正確な記載の例として、覚書変更により指定管理料の概算払額が増えているにもかかわらず当該増額分の記載のないもの、別途補助金が交付されているにもかかわらず収入に計上せず支出のみを記載しているものなどがあった。

区においては、指定管理料の支払額や返還額が明瞭に分かるよう、当該決算書の記載方法を統一し、指定管理者への指導を徹底されたい。

エ 指定業務の適切な実施について

指定業務に関する不適切な事案の発生要因として、一つは、指定管理者の不注意や認識不足が挙げられる。指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、その精度の確保に努められたい。二つ目の要因

7(2)ア(ウ)における収支予算書について、収支が一致していないなどの誤りがあった項目に対しては、正しく記載させ、区に再提出させた。本件は、指摘のあったとおり、不適切な支出につながりかねない重要な事案であるという認識を持ち、今後、同様の事例が発生しないように指定管理者及び所管課の双方において、審査体制の強化に努める。

ウ 指定管理者収支決算書の記載方法について

指定管理者収支決算書については、区によるモニタリングにおいて、確認を行うこととしている。

モニタリングで指定業務の履行状況や財務・経営状況の確認を行う際に、指定管理料の支払額や返還額等を明瞭に収支決算書に記載することについても、各所管課において、指定管理者に対して指導・監督を徹底していく。

また、収支決算書の記載方法については、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」の見直しを行い、適切に記載されるよう努めていく。

エ 指定業務の適切な実施について

「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づいた適切な事務処理の執行や指定管理者に対する指導・監督の徹底に関して改めて周知徹底を図るとともに、所管課内でのチェック体

として、所管課における指定管理者に対する業務執行の十分なモニタリングができていなかったことが挙げられる。所管課においては、実地調査の実施や関係書類の確認など、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき、十分な監督体制の確保に取り組まれない。

併せて、指定管理者制度を統括する部局においては、指定管理者への指導監督が適正に行われ、業務の正確性が確保されるよう、全庁的な対応を強化されたい。

総じて、指定業務であっても、公の施設の最終的な管理責任は設置者である区が負うという当事者意識を強く持ち、「指定管理者任せ」、「担当者任せ」にすることなく、同業務が適切に実施されるよう強く望むものである。

制の構築に努めていく。チェック体制の強化に向けては、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」の見直しを行う。

また、これまでも指定管理者制度勉強会を所管課向けに全庁的に実施しているところであり、指定管理者への指導監督がより適正に行われるよう、このような場などを通して更なる対応強化に努めていく。